

南区役所イベント企画運営業務委託 仕様書（案）

1 委託業務名

南区役所イベント企画運営業務委託

2 イベントの目的

近年、局地的な集中豪雨や台風の大型化による内水氾濫や浸水被害が発生しており、南海トラフ地震においては、津波等により大きな被害を受ける可能性も指摘されている中、防災をテーマとした啓発イベントを開催することで、防災への関心を更に高めるとともに地域防災力の強化を図り、災害に強い持続可能な南区の構築を目指す。また、南区内の学校などの活動を披露・紹介する場を設けることで、南区の魅力を区内外に情報発信し広くアピールする。

3 イベントの概要

南消防署の敷地内にある水難救助訓練施設を使用した模擬体験や、南区役所の敷地内にある集中備蓄倉庫の見学をはじめ、地域の防災活動の中核を担っている防災士と連携した防災ワークショップを実施することで災害時に取るべき行動などを学ぶ機会を設け、自助・共助の意識を醸成する。また、会場内にステージを設け、学校等に演奏やパフォーマンスを披露してもらう。

4 業務の期間

契約締結の日から令和9年1月29日（金）

5 イベントの実施日時・場所

- (1) 実施日時 令和8年11月21日（土）午前10時から午後3時まで
- (2) 実施場所 南区役所（岡山市南区浦安南町495番地5）
南消防署敷地の一部（岡山市南区浦安南町495番地88）
※別添イベント会場図参照（詳細は現地を確認すること）

6 委託業務の内容

(1) 自主企画の提案について

- ・イベントの目的に沿った、南区内の防災士と連携した防災ワークショップを含む自主企画を2案程度提案すること。

【留意事項】

※防災士への参加呼びかけ、募集、準備物の手配、防災士との調整など、業務実施までの全てを受託者が行うこと。なお、防災士への参加呼びかけ段階から、受託者は市と事前調整すること。

※自主企画の実施場所は、屋外のイベントスペースや南区役所4階の会議室を想定している。

※自主企画については、事前に市と協議した上で実施すること。

(2) 飲食出店について

- ・最低10店舗以上の飲食店を出店すること。なお、少なくとも5店舗以上は南区の飲食店を出店すること。(キッチンカーも可)
- ・多くの人が利用できる飲食・休憩スペースを設置すること。なお、飲食・休憩スペースは屋根のあるテントを使用し、テント内にテーブルとイスを用意すること。

【留意事項】

※飲食出店の募集、出店者への説明、出店位置や提供メニュー等の調整、会場設営(テント、休憩スペースとしてテーブルとイスの準備、電気ほか仮設インフラ、ゴミ箱など)、当日運営(出店者・来場者への各種対応など)、会場撤収・清掃・原状回復、清算業務など、飲食イベント実施にかかる一切の業務を行うこと。

※店舗募集にあたっては、受託者は市と事前協議すること。

※アルコール類の販売は不可とする。

※会場設営において、必要場所に必要物品(電源等を含む)を設営し、出店者と調整の上、使用可能な状態としておくこと。なお、事前に必要な電気容量を確認し、事故のないようにすること。

※設営した資材等は、風雨の影響による事故を防ぐために必要に応じてウエイトの設置など対策を講じること。

※出店者からは各ブース内の配置図を事前に受け取るなどし、火災や事故のないよう注意・指導を行うこと。

※残飯類、使用済み容器・スプーン・箸類、廃油、廃材料などイベントに際して生まれる一切のごみは、受託者で処理すること。なお、来場者や店舗等から、排水溝、道路等に捨てられたり流されたりしないようにすること。

※ゴミ箱は分別が容易にわかるように文字等デザインすること。

※環境に配慮した容器の使用、食料廃棄物の抑制、資源ゴミの分別など、SDGsの取り組みを意識すること。

※電源ケーブル等は通行の支障にならないよう、養生など十分に対策を講じること。

※来場者用のトイレについては、南区役所のトイレを開放することを想定している。

(3) ステージ等について

- ・イベント開会時には、ステージ上で主催者挨拶などのオープニングセレモニーを想定しているため、実施すること。
- ・オープニングセレモニー終了後には、近隣の学校による部活動などの発表等、ステージ上での演奏やパフォーマンスなどを想定している。
- ・学校等の選定と依頼は市が行い、学校等の担当者などの連絡先を受託者に提供するので、出演に関する詳細な協議は受託者で行うこと。なお、現時点では出演団体は決定していない。

【留意事項】

- ※ステージの大きさや高さなどの仕様については、別途市と協議すること。
- ※司会者、運営に必要なスタッフの手配、音響システムの構築、進行管理を行うこと。
- ※挨拶者や出演者などの控室テント1張程度と、その他必要な備品が発生した場合は準備すること。

(4) 「南消防署敷地内にある水難救助訓練施設での模擬体験」と「南区役所敷地内にある集中備蓄倉庫の見学」について

- ・模擬体験で実施する内容は水圧ドア体験などを想定しているが、詳細については、市が南消防署と協議を行うものとする。受託者は協議結果を受けて、受付スタッフや参加者用の備品の手配など、実施に向けた各種準備を行うこと。
- ・備蓄倉庫の見学で実施する内容は、市が今後検討を行うものとする。受託者は検討結果を受けて、受付スタッフや参加者用の記念品の手配など、実施に向けた各種準備を行うこと。

【留意事項】

- ※提案に際して、事前に南消防署に聞き取りなどの連絡をしないこと。

(5) 各種関係団体との連携について

- ・本イベントを実施するにあたり、市は、南消防署敷地内にある水難救助訓練施設での模擬体験をはじめ、各種関係団体とさまざまな場面で連携・協議することが想定されるため、受託者はイベント当日のスタッフの確保を含め、協議結果には柔軟に対応すること。
- ・受託者は、市と協議の上、必要に応じて各種団体と調整・協議すること。

(6) 安全対策と渋滞対策について

- ・イベント会場内や駐車場における来場者の安全対策や会場内の交通整理、イベント会場周辺の渋滞対策を講じること。
- ・イベントを安全に実施するために、十分な警備員・誘導員・スタッフ等を配置すること。

【留意事項】

- ※別添のイベント会場図を参照すること。詳細は現地を確認すること。なお、臨時駐車場と臨時駐輪場の場所の確保は市が行う。
- ※来場者の安全を確保するために、イベントスペースと駐車場の間はコーンバー等を使用して境界を仕切ること。なお、イベントスペースに安全に出入りできる出入口を複数個所設置し、出入口への誘導案内看板などを配置すること。
- ・イベント会場内や駐車場内に設置する看板やテント等は、すべて、風で飛ばされたり倒れたりしないよう安全に設置すること。

(7) イベントの実施運営、会場等の準備・設営・撤去について

- ・イベントの実施運営にあたり、市と協議しながら、全体スケジュール、運営マニュアル、イベント当日用の進行シナリオを作成すること。特に、全体スケジュールを再調整する必要が発生した場

合には、柔軟に対応すること。

- ・イベント会場の準備・設営は、令和8年11月19日（木）午後5時15分頃からイベントスペースを確保する予定のため、一旦仮囲いをする。令和8年11月20日（金）にも会場全体の設営を予定しているが、作業開始時間は市と別途協議すること。
- ・臨時駐車場と臨時駐輪場については、適切な駐車を促すサイン等を市と協議し、令和8年11月20日（金）に準備作業を行うこと。作業開始時間は市と別途協議すること。
- ・臨時駐車場については、令和8年11月21日（土）のイベント終了後すみやかにグラウンド部分の整地作業をすること。
- ・準備・設営・撤去に必要な資材、作業スタッフを手配すること。

【留意事項】

※南区役所から南消防署への動線の確保について、市が材料の準備と作業を行う。詳細は別添のイベント会場図を参照すること。

(8) 看板の製作・設置・撤去について

- ・イベント実施に伴う誘導看板など各種の当日看板の製作・設置・撤去を行うこと。
- ・臨時駐車場及び臨時駐輪場の出入口に設置する誘導看板の製作・設置・撤去を行うこと。
- ・イベント来場者にとってわかりやすい案内表示となるよう看板の数と設置場所を考慮すること。
- ・看板の製作に当たっては、設置場所・内容等を市と協議し、デザイン図を提出し承認を得ること。
- ・当日看板の設置時刻は市と協議をして決めること。
- ・当日看板はイベント終了後直ちに（当日中に）撤去すること。
- ・看板の破損や転倒の可能性等が無いか、設置期間中パトロールを行うこと。破損等が見つかった場合は直ちに復旧を行うこと。
- ・看板の記録写真を提出すること。

(9) 広報発信について

- ・本イベントを実施するにあたって、南区内外から多くの方の来場が見込めるよう、WEB・動画配信・チラシ・ポスター等の手法を用いるなどした効果的な広報発信方法を提案の上、実施すること。
- ・受託者は市と協議の上でWEB・動画配信・チラシ・ポスター等の各種デザイン等を作成し、必要枚数を別途市と協議し印刷すること。なお、現時点では事前配布用チラシは15,000枚程度、ポスター100枚程度、当日配布用チラシ2,000枚程度を想定している。
- ・市が実施を予定している岡山市の広報紙等を使用した広報発信と連携すること。岡山駅南地下道・東西連絡通路・各区役所待合に設置されているデジタルサイネージ等で、市が広報発信を実施するので、上記で作成した動画等のデータをDVDに保存し、市に提出すること。

(10) その他の協議・調整について

- ・食品の販売を行う場合や火気器具を使用する場合等、イベント内容により保健所及び消防署への届け出が必要になる場合は、事前に必ず協議のうえ、届け出を実施すること。また、当日は

出店者が適切な運営を行うよう周知及び管理すること。

- ・イベント実施に向けて、必要な関係者が追加された場合等、本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、必要に応じて市と受託者で協議を行い、市の指示に従い受託者が関係者と協議・調整を行うこと。

7 受託者の費用負担について

- (1) 「南消防署敷地内にある水難救助訓練施設を使用した模擬体験」、「南区役所敷地内にある集中備蓄倉庫の見学」、「防災士と連携したワークショップ」、「ステージ上でのパフォーマンス」で必要となる備品や参加者用記念品、その他必要な経費については、受託者は市・各種団体と協議の上、受託者が負担することとし、その経費として20万円程度を見込むこと。
- (2) 浦安総合公園に施設使用料としておおよそ6万円程度を支払うこと。
- (3) 上記以外で、本業務に必要な経費は、本仕様書に記載のないものであっても受託者の負担とし、市は負担しない。

8 成果品

成果品の取りまとめ方法については、市と協議し、その指示に従うものとする。成果品は以下のとおりとする。

- 報告書（A4版） : 1部
- 電子データ（CD-R又はDVD-R） : 1枚
- その他資料 : 一式

※ 報告書には、イベント概要、来場者数、各事業の様子等について記載し、イベント風景写真等を添付すること。

※ 成果品及び作業工程において作成された資料等に対する一切の権利は、市に帰属するものとし、これら成果品等の第三者への提供や内容の転載については、市の承諾を必要とする。また、映像・デザイン等のすべての著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）は、すべて市に帰属するものとし、著作者人格権は行使しないものとする。

9 その他

- (1) 本業務の開始から終了までの間、本業務内容全般を常に把握している専任担当者を置き、円滑な実施のために、定期的に市と連絡調整を行うこと。
- (2) 本業務を遂行するにあたり、受託者は、専門業者に発注した方が効果的に実施できる業務について、事前に市の承認を得て第三者に再委託できるものとする。再委託範囲は受託者が責任を果たせる範囲とし、再委託先に問題が生じた場合は受託者の責任において解決すること。
- (3) イベント終了後は直ちに現状復旧に努めるとともに、ゴミの清掃、資材の拭き掃除等を行うこと。必要な資材や処分費等も本業務の委託料に含むものとする。
- (4) 本業務に当たり使用するデータ、画像等の著作権等の権利については、受託者において、使用許可等を得ること。なお、これらを怠ったことにより著作権等の権利を侵害した時は、受託者は、その一切の責任を負うこと。

- (5) 業務を実施するに当たって、イベント賠償責任保険等に加入し、イベント参加者及び第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償すること。
- (6) 受託者は、本業務中に事故があった場合は、所要の処置を講ずるとともに事故発生の原因及び経過、事故による被害の内容等について、直ちに市に報告すること。
- (7) 業務内容等は、企画競争時点におけるものであり、最適提案者との協議の上、変更を加えることがある。
- (8) 新型コロナウイルス等の感染拡大や荒天等により業務の遂行が困難な場合は、中止または一部中止に伴う業務内容の変更等を行う場合がある。その際は、ステージ等も含む業務内容について、双方協議の上変更するものとする。
- (9) 本仕様書に関して疑義を生じた事項及び本仕様書に定めのない事項については、すべて両者協議の上、これを解決するものとする。